

熱中症対策が強化されます

熱中症の重症化による死亡災害を阻止するため、労働安全衛生規則が改正され、事業者が熱中症対策が罰則付きで義務付けられることになりました。

—令和7年4月15日公布、令和7年6月1日施行—

強化される対策



熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」の義務付け

義務付けられること※

- ① 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。
- ② 熱中症のおそれがある作業員を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、
 - ①現場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
 - ②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

※「WBGT 28度以上又は気温31度以上の環境下で、連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業が対象

厚生労働省リーフレット
「職場における熱中症対策の強化について」



熱中症対策ポスター

緊急時における担当者および搬送先医療機関の連絡先をご記入いただいたうえで、2枚並べて、ご活用ください。

その他各種熱中症対策用品を販売しています。

お問合せ、お申込み先



～令和7年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」が始まっています～

キャンペーン期間 令和7年5月～9月(4月：準備期間、7月：重点取組期間)

 建設業労働災害防止協会
<https://www.kensaibou.or.jp/>

令和7年「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」実施要綱

